

2004年10月12日

日本司法支援センターに関する要望書

日本弁護士連合会
会長 梶谷 剛 殿

日本弁護士連合会市民会議
井手雅春（副議長）
片山善博
清原慶子
土屋美明
高木剛
ダニエル・フット
中川英彦
長谷川真理子
宮本一子（議長）
毛利甚八
吉永みち子

要 望 の 趣 旨

日本司法支援センター（以下「支援センター」という）の業務を充実させ、市民が司法を身近に感じ、利用しやすい制度となるよう、日本弁護士連合会に対し、下記につき十分な取り組みをすることを要望します。

記

1 地域の主体性を重視

支援センターの業務が、全国一律の体制として整備されるのではなく、人事や運営・業務を含め、それぞれの地域の実情に応じて自治体や住民が主体性をもってかかわることのできる、独立性の高い組織にすること。そのためには、センターの主要な役員が、いわゆる中央省庁等からの「天下り」で占められることのないよう日弁連としても留意すべきである。

2 専門家の養成・配置とサービス内容の点検

支援センターの機能を発揮するために必要な人員（弁護士等）の養成と配置に十分な取組みをするべきである。また、利用者にとって使い勝手の良いサービスが提供されているかどうかを常に点検し、改善の努力を続けること。

3、財源の確保と独立性の確保

支援センターが市民の期待する機能を発揮するとともに、公的弁護制度の拠点になることにも留意する必要がある。そのためには、外部からの不当な干渉を受けない独立した運営ができる態勢を整えることが重要であり、十分な予算措置を講じられるよう国に働きかけるべきである。

要 望 の 理 由

1 地域の主体性を重視

総合法律支援法に基づく支援センターの業務は、市民が全国どこでも充実した司法サービスを受け、法による紛争解決のための制度の利用を容易にする画期的な新制度であり、私たちはその将来に大きな期待をかけている。

他方で、総合法律支援法からは支援センターの業務内容が明らかでなく、実際の支援センターの業務が市民の期待する内容になるのかどうか不透明な部分も残る。支援センターの業務は司法・法曹過疎の解消に役立つのか、弁護士の敷居が高く、アクセスが容易ではない等の問題を解消できるものかなど、様々な心配がある。県庁所在地だけでなく、司法・法曹過疎地域においてこそ相談窓口(アクセスポイント)の設置やスタッフ弁護士の配置を積極的に行うなど、業務内容の充実を図る意識的な対応をする必要がある。

また、司法アクセスの改善という観点では、法律相談などについては、そこにいけば悩み事は全部解決できる「ワンストップサービス」が期待される。最近の市民からの相談内容は、消費者金融の問題、クレサラ事件、DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童虐待、金融犯罪など多種多様なものとなり、相談件数も増加の一途をたどっていることに鑑みると、支援センターには相当幅広い業務が期待される。

このような事情を踏まえ、支援センターの業務は、地域の特性を生かしたものとし、市民の期待に応え、利用しやすいものとなるよう充実を図る必要がある。

一方で、支援センターが業務を開始した場合、これまで自治体などが取り組んできた法律相談窓口の閉鎖など、各種相談事業が縮小される事態が起こるのではないかと懸念されている。

司法アクセスを充実強化するためには、様々な組織による相談事業が存在し、その間に一定の競争原理を働かせる仕組みとすることが望ましい。支援センターと自治体等との関係を整理し、他の相談窓口(アクセスポイント)等との連携を十分に図る必要がある。

支援センターの組織体制としては、現在、東京に大きな事務所を置き、その下に地方の支部を置き、さらに支部の下に出先機関を置く形の中央集権的なシステムが構想されている。しかし、多様性のない全国一律の組織は、いつしか自主性や独自性を失うことが多く、組織全体が活力を失うことになりかねない。支援センターにおいては、裁判官、検察官の退職後二年間は理事に就任できないという規定はあるものの、将来的にセンターの主要な役員ポストが、他の中央省庁も含めたいわゆる「天下り」に占められるような事態が起きれば、期待される機能が十分に発揮できなくなることも懸念される。

したがって支援センターの組織・運営・人事に関しては、地域の実情等を反映させることを可能にし、各地域(各都道府県・市町村、各都道府県弁護士会等)が主体性をもってかかわることのできる形態とする必要がある。

2、専門家の養成

地方において支援センターの業務を担うためには、十分な人数の弁護士を確保する必要がある。支援センターは、日弁連と協力し、必要な能力を備えた弁護士を司法・法曹過疎の支援センターに派遣し、さらには当該地域に定着させるための努力を強化するべきである。とりわけ、過疎地などに赴任する弁護士の能力向上のための研修・養成は重要であり、その活動に重点をおく必要がある。

また、支援センターの業務を担う十分な人数の弁護士を確保することが困難な地域においては、司法書士会等の隣接士業との間において適切な連携を図る必要がある。

利用者に対するサービスの質が低下しないように、日弁連としても支援センターのサービス内容を常に点検し、継続的に点検・改善の努力を続けることが重要である。

3、財源の確保

支援センターが市民から期待される機能は、既に存在する各種の市民サービスを一元化することではない。

支援センターに期待されている相当幅広い業務を実施するためには、現在国から様々な名目で支出されている予算をそのまま横滑りさせて、これを集中する程度の予算規模では不十分である。国は、支援センターが市民の期待

する機能を十分に発揮するよう、その設立・運営のために十分な予算措置を講じなければならない。日弁連においては、十分な財源が確保できるよう関係機関に働きかけるべきである。

また、支援センターは、刑事事件に新たに導入される被疑者段階の国選弁護を含めた公的弁護全般の運営を担うことになる。一部に弁護活動の独立性や自主性が損なわれるのではないかという懸念が出ていることにも留意し、刑事弁護における人権保護の機能を十全に発揮するためにも、充実した予算を確保し、財政面からも運営の独立性を確保することは重要である。

以 上